

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名 農林水産省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税		
要望項目名	農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴う税制上の措置		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 最も基礎的な食料の生産基盤である農地の確保とその最大限の有効利用を図るとともに、今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現するため、農地制度の見直しを行うこととしている。 税制についても、本見直し方向に即し、所要の措置を講じる。</p> <p>・特例措置の内容 最も基礎的な食料の生産基盤である農地の確保とその最大限の有効利用を図るとともに、今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現するためには、税制面からの支援措置が必要不可欠であり、農地制度の見直しの方向に即した所要の措置を講じることを要望するものである。</p>		
〔関係条文〕	〔地法73の27の5、附則11、12、14、34、35等〕		
減収見込額	〔初年度〕 ()	〔平年度〕 ()	〔改正増減収額〕 (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 優良農地の確保と有効利用の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され（現状約5割）、担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減すること等を目指すこととされたところ。 この成果目標を達成するため、都道府県段階に農地中間管理機構（仮称）を設置し、地域の農地を面的に集約して担い手への農地の集積を一層促進するため、農地制度の見直しを行うこととしている。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○ 日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）</p> <p>5 「成長への道筋」に沿った主要施策</p> <p>(1) 民間の力を最大限引き出す</p> <p>⑤ 農林水産業を成長産業にする</p> <p><成果目標></p> <p>◆今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万法人とする</p> <p>(i) 農地中間管理機構が、市町村や民間企業等に業務委託を行い、地域の総力を挙げた体制を構築しつつ、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業等の担い手への農地集積・集約化に配慮して貸し付ける農地再配分スキームを確立する。【本年秋までに具体化、速やかに法制化を含む措置を実施】</p> <p><<大目標>></p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p><<中目標>></p> <p>農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤）</p> <p><<政策分野>></p> <p>優良農地の確保と有効利用の促進</p>
	政策の達成目標	今後10年間で、全農地面積の8割が「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万法人とする
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	担い手が利用する農地の面積を全農地面積の8割にする（現状約5割）
	政策目標の達成状況	担い手による農地の利用面積は全農地面積の約5割にとどまっており、政策目的は実現していない。
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	

税負担軽減措置等の適用実績	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	
前回要望時の達成目標	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	